

# 青森県報

第二千七百七十号

平成十九年  
四月二十日  
(金曜日)

## 目 次

### 告 示

青森県民の意識に関する調査の実施	企 画 課	一
介護保険法による居宅サービス事業者の指定	(高 齢 福 祉 保 險 課)	一
介護保険法による介護予防サービス事業者の指定	同	二
指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地変更の届出	(障 害 福 祉 課)	四
指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出	同	四
保安林の指定予定	(林 政 課)	四
大規模小売店舗の変更の届出	(経 営 支 援 課)	五
選挙管理委員会		
公職選挙法等の施行等に関する規程の一部を改正する規程 (事務局)	事 務 局	六
青森県知事選挙における選挙人名簿の被登録資格の決定基準日、登録日及び縦覧期間	( 同 )	六

## 告 示

## 示

青森県告示第三百四十五号

青森県民の意識に関する調査を次のとおり実施するので、青森県統計調査条例（昭和二十五年三月青森県条例第十号）第二条第二項の規定により告示する。

平成十九年四月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

### 一 調査目的

青森県の新基本計画「生活創造推進プラン」の期待値の県民満足度についての現状を把握するため

### 二 調査事項

1 調査は、次に掲げる事項について行う。

- (一) 調査対象者の状況
- (二) 生活全般の満足度
- (三) 暮らしやすさの向上度
- (四) 各生活局面の現状認識
- (五) 県内への定住志向
- (六) 生活に関する現状

2 前項の調査事項の細目は、別に定める調査票に記載するところによる。

### 三 調査範囲

青森県内在住の十六歳以上の者

### 四 調査期日

平成十九年五月一日現在によって行う。

### 五 調査方法

調査は、平成十九年五月十一日から同月二十二日までの間において、調査票を郵送し、及び回収する方法により行う。

青森県告示第三百四十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成十九年四月二十日

社会福祉法人 五所川原市 会福祉協議会	社会福祉法人 五所川原市 会福祉協議会	社会福祉法人 五所川原市 会福祉協議会	社会福祉法人 五所川原市 会福祉協議会	社会福祉法人 五所川原市 会福祉協議会	社会福祉法人 五所川原市 会福祉協議会	氏名又は 名称 住所 主たる事務 所在地又は 事務所	指定介護予防サ ービス 事業者	介護予 防サ ービス 種類	介護予 防サ ービス 事業 所	指 定 年 月 日
五所川原市 字	五所川原市 字	五所川原市 字	五所川原市 字	平成 一 九 ・ 三 ・ 三						

平成十九年四月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

介護保険法（平成十九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の九第一号の規定により公示する。

青森県告示第百四十七号

株式会社祐里	株式会社祐里	株式会社祐里	株式会社祐里	株式会社祐里	株式会社祐里	名称又は 氏名 住所 主たる事務 所在地又は 事務所	指定居宅サ ービス事業者	居宅サ ービス の種類	居宅サ ービス 事業 所	指 定 年 月 日
四の二三	四の二三	四の二三	四の二三	平成 一 九 ・ 三 ・ 三						

青森県知事 三 村 申 吾

社会福祉法人 若菜会	社会福祉法人 幸友会	社会福祉法人 幸友会	中部上北広域 事業組合	社会福祉法人 勲功会	社会福祉法人 勲功会	株式会社祐里	中泊町	社会福祉法人 五所川原市 会福祉協議会	社会福祉法人 五所川原市 会福祉協議会	社会福祉法人 五所川原市 会福祉協議会	社会福祉法人 五所川原市 会福祉協議会	社会福祉法人 五所川原市 会福祉協議会	五所川原市 会福祉協議会
二長字五 峰前田川 一野原市 二目市大	三字町北 若大津 宮字軽 一田郡 九茂中 三木泊	三字町北 若大津 宮字軽 一田郡 九茂中 三木泊	八字上北 蛇郡七 坂五戸 五の町	刀字五所 三沖川 五飯原 七詔市 一字大	刀字五所 三沖川 五飯原 七詔市 一字大	四町上北 の二大郡 三野野 平辺地	一町北津 龜大字 四里中 四泊	の鎌五所 谷川原 五町市 五〇市 二〇字	の鎌五所 谷川原 五町市 五〇市 二〇字	の鎌五所 谷川原 五町市 五〇市 二〇字	の鎌五所 谷川原 五町市 五〇市 二〇字	の鎌五所 谷川原 五町市 五〇市 二〇字	の鎌五所 谷川原 五町市 五〇市 二〇字
訪問予 防	通所予 防	訪問予 防	生活期 介護予 防	通所予 防	生活期 介護予 防	通所予 防	生活期 介護予 防	通所予 防	訪問予 防	通所予 防	通所予 防	通所予 防	訪問入 浴
セルパ ンター ンター	セルパ ンター ンター	セルパ ンター ンター	セルパ ンター ンター	セルパ ンター ンター	セルパ ンター ンター	セルパ ンター ンター	セルパ ンター ンター	セルパ ンター ンター	セルパ ンター ンター	セルパ ンター ンター	セルパ ンター ンター	セルパ ンター ンター	セルパ ンター ンター
二長字五 峰前田川 一野原市 二目市大	三字町北 若大津 宮字軽 一田郡 九茂中 三木泊	三字町北 若大津 宮字軽 一田郡 九茂中 三木泊	字上北 乙郡東 供一北 二二 三三	刀字五所 三沖川 五飯原 七詔市 一字大	刀字五所 三沖川 五飯原 七詔市 一字大	四町上北 の二大郡 三野野 平辺地	宝町北津 森大字 一里中 二泊	内五所 三川原 二市相	内五所 二川原 七市相	一野木五 四町川 二川原 六倉市 の七金 一夕	一野木五 四町川 二川原 六倉市 の七金 一夕	一野木五 四町川 二川原 六倉市 の七金 一夕	一野木五 四町川 二川原 六倉市 の七金 一夕
一 九 ・ 三 ・ 三	"	"	一 九 ・ 三 ・ 三	"	"	"	一 九 ・ 三 ・ 三	"	"	"	"	"	"



青森県告示第百四十八号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

平成十九年四月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区分
活動特定非営利活動法人 りとかたつむ	特定非営利活動法人 南津軽郡藤崎町大字 沢字福本四	有限会社 かがやき	有限会社 弘前市大字 野田一丁目 四の二六	有限会社 かがやき	有限会社 弘前市大字 野田一丁目 四の二六	指定障害福祉サービス事業者
児童デイサービス	児童デイサービス	重度訪問介護	重度訪問介護	居宅介護	居宅介護	障害福祉サービスの種類
かたつむり	かたつむり	有限会社 かがやき	有限会社 弘前市大字 城中央一丁目 九の二一	有限会社 かがやき	有限会社 弘前市大字 城中央一丁目 九の二一	障害福祉サービス事業所
沢字福本四	南津軽郡藤崎町大字 清野袋五丁目 一の三	弘前市大字 野田一丁目 四の二六	弘前市大字 野田一丁目 四の二六	弘前市大字 野田一丁目 四の二六	弘前市大字 野田一丁目 四の二六	所在地
一九四一		"		平成 一九三三		変更年月日

青森県告示第百四十九号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止した旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

平成十九年四月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

今別町	今別町	今別町	今別町	今別町
社会福祉協議会 社会福祉協議会 社会福祉協議会	社会福祉協議会 社会福祉協議会 社会福祉協議会	社会福祉協議会 社会福祉協議会 社会福祉協議会	社会福祉協議会 社会福祉協議会 社会福祉協議会	社会福祉協議会 社会福祉協議会 社会福祉協議会
川目一丁目 大字易国 大字易国 大字易国	川目一丁目 大字易国 大字易国 大字易国	川目一丁目 大字易国 大字易国 大字易国	川目一丁目 大字易国 大字易国 大字易国	川目一丁目 大字易国 大字易国 大字易国
居宅介護	居宅介護	居宅介護	居宅介護	居宅介護
風間浦村 風間浦村 風間浦村	風間浦村 風間浦村 風間浦村	風間浦村 風間浦村 風間浦村	風間浦村 風間浦村 風間浦村	風間浦村 風間浦村 風間浦村
川目一丁目 大字易国 大字易国 大字易国	川目一丁目 大字易国 大字易国 大字易国	川目一丁目 大字易国 大字易国 大字易国	川目一丁目 大字易国 大字易国 大字易国	川目一丁目 大字易国 大字易国 大字易国
"	"	"	"	平成 一九三三

青森県告示第百五十号

次のとおり森林を保安林に指定する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十九年四月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

保安林予定森林の所在場所

西津軽郡鰺ヶ沢町大字種里町字堤ノ沢一の一から一の六五まで、一の六七から一の七三まで、五六、五七、五九の一、五九の二、六〇から六二まで、六三の一、六三の二、六四の一、六四の二、六五、一七九の一、一七九の二、一七九の四、一七九の八から一七九の一まで、一七九の二から一七九の七三まで、一七九の七七から一七九の八九まで、一七九の九二から一七九の一四四まで、一七九の一四七から一七九の一五五まで、一七九の一五七から一七九の二二五まで、一八一の一から一八一の四まで、一八三、一八四



のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見を提出することができる。

1 提出期限

平成十九年八月二十日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

### 選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第三十三号

公職選挙法等の施行等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十九年四月二十日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

公職選挙法等の施行等に関する規程の一部を改正する規程

公職選挙法等の施行等に関する規程（昭和五十七年十二月青森県選挙管理委員会告示第五十五号）の一部を次のように改正する。

第九十条第一項中「及び参議院選挙区選出議員」を、「参議院選挙区選出議員及び知事」に改め、同条第二項中「又は第二号」を「から第三号まで」に改める。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

青森県選挙管理委員会告示第三十四号

平成十九年六月三日執行の青森県知事選挙における選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二條第二項及び同法第二十三條第一項の規定により次のとおり定められたので、公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第十四條第二項の規定により告示する。

平成十九年四月二十日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一 被登録資格の決定の基準となる日

平成十九年五月十六日

ただし、年齢についての基準となる日

平成十九年六月三日

二 登録を行う日

平成十九年五月十六日

三 縦覧に供する期間

平成十九年五月十七日

（発行所・発行人）  
青森市長島一丁目一番一号  
青 森 県

（印刷所・販売人）  
青森市第一問屋町一丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭